

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人 相模翔優会
特別養護老人ホーム ル・リアンふかみ

1. 感染症対策委員会の設置

(1) 目的

施設内の感染症及び食中毒の予防、まん延の防止のための対策を検討するため「感染症対策委員会」を設置する。

(2) 感染症対策委員会の構成

- ① 施設長
- ② 看護師
- ③ 介護職
- ④ 管理栄養士
- ⑤ 生活相談員
- ⑥ 介護支援専門員

(3) 感染症対策委員会の業務

- ① 施設内感染症対策の立案
- ② 感染症に係る、指針やマニュアルなどの作成
- ③ 施設内感染症対策に関する職員研修の実施
- ④ ご利用者の感染症などの既往歴に関する把握
- ⑤ ご利用者及び職員の健康状態の把握
- ⑥ 感染症及び食中毒発生時の対応と関係機関への連絡及び報告

※委員会開催は3カ月毎とする。但し、必要であると認められる場合は必要に応じ開催。

2. 職員研修の実施

- (1) 感染症及び食中毒に関する研修を年2回以上実施
- (2) 新規採用職員は、入職時に感染対策に関する研修を実施

3. 平常時の衛生管理

- (1) 施設内環境の整備
- (2) 排泄物の処理について
- (3) 血液及び体液等の処理について

4. 感染症発生時の対応

- (1) 発生状況の把握
 - ① 症状出現後の接触者リスト、ご利用者のケア記録（検温や症状等）の準備
 - ② 直近2週間の職員勤務表及び施設内出入りの記録準備

(2) 感染拡大の防止

- ① 症状の有無にかかわらずマスク着用、手洗い励行、手指消毒、検温実施
- ② 休憩時間等でマスクを外して飲食する際には、対面は避けるとともに、会話も慎む

5. 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の取り組み

新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、当該施設の管轄保健所（大和保健福祉事務所大和センター）へ連絡し、保健所の指示に従う。

6. 医療機関との連携と、行政報告について

- (1) 感染症又は食中毒などが疑われる人数や症状などの報告
- (2) 施設の対応状況

7. 保健所への届け出

感染症法、結核予防法、食品衛生法の届け出基準に該当、または疑いがあると医師が判断した場合には保健所等への届け出を行う。

平成 24 年 4 月 1 日 作成

平成 28 年 2 月 24 日 改定

令和 3 年 2 月 11 日 改定